

被扶養者の認定について

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいますが、被扶養者の範囲は法律で決められており、毎年扶養再調査（検認）を行うこととなっています。

▶ 被扶養者となれる方の範囲

提出して頂いた書類を元に、被扶養者としての条件を満たすかどうかを総合的に判断致します。

被扶養者認定は一人一人状況がことなりますので、慎重に認定審査をおこなわれます。

条件を満たしていても生計の状況によっては扶養と認められない場合もありますのでご了承ください。

健康保険の扶養家族は、所得税法上の扶養家族とは基準が異なり、実質的に被保険者によって生計が維持されているかどうか。（居住・光熱費・食費等大半が負担されていなければなりません）により判断することとなります。

● 被扶養者認定に必要な提出書類

被扶養者認定にかかる収入の留意点

◎ 収入について（被保険者収入の1／2未満が要件）

生計維持関係を判断する場合の年収は、名称にかかわらず生活費に充てられる全ての収入とされております。

報酬の概念より広く、一時金〔原則一括支払退職金（年金型支払は含）・不動産売買による譲渡所得（分割運用は含）等〕は対象となりません。

また、所得税が非課税である収入（遺族年金等）も健康保険認定審査では対象となります。

収入例

公的年金・給与/報酬・事業/営業収入・利子/配当収入・失業給付金・傷病手当金・休業補償費・出産手当金・副業（原稿料/講演料）・賃貸料等不動産収入などです。

◎ 年収のとりかた

所得税に準じています。

- * 就職や別居、死亡などで、それまで被扶養者に認定されていた家族が、被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、被扶養者からはずす手続きが必要です。

また、被扶養者が 75 歳になった場合にも、被扶養者からはずす手続きが必要となります。